

2024年（令和6年）2月6日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2023年（令和5年）5月23日付けで諮問された、
「湘南貨物跡地（日本国有鉄道清算事業団用地）を藤沢市土地開発公社が約43億円で取得した。

[上記に関し、下記について、公開請求する。]

- 1、藤沢市土地開発公社に取得させた、藤沢市は当該用地をなにに利用する目的で取得したのかが明確に分かる文書
- 2、藤沢市が買戻しをしない理由が詳細に分かる文書
- 3、藤沢市が藤沢市土地開発公社に取得を依頼要請した文書

の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「湘南貨物跡地（日本国有鉄道清算事業団用地）を藤沢市土地開発公社が約43億円で取得した。（以下「本件取得」という。）

[上記に関し、下記について、公開請求する。]

- 1、藤沢市土地開発公社に取得させた、藤沢市は当該用地をなにに利用する目的で取得したのかが明確に分かる文書
- 2、藤沢市が買戻しをしない理由が詳細に分かる文書
- 3、藤沢市が藤沢市土地開発公社に取得を依頼要請した文書

の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2023年（令和5年）2月15日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2023年（令和5年）1月6日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、
- 「湘南貨物跡地（日本国有鉄道清算事業団用地）を藤沢市土地開発公社が約43億円で取得した。
- [上記に関し、下記について、公開請求する。]
- 1、藤沢市土地開発公社に取得させた、藤沢市は当該用地をなにもに利用する目的で取得したのかが明確に分かる文書
 - 2、藤沢市が買戻しをしない理由が詳細に分かる文書
 - 3、藤沢市が藤沢市土地開発公社に取得を依頼要請した文書
- の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年2月15日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。
- 〈公開することができない部分〉
- 法人の印影
- 〈公開することができない理由〉
- ア 1は、法人に関する情報であって、公開した場合、偽造による被害など法人の権利利益を害するおそれがあり、藤沢市情報公開条例第6条第2号に該当するため。
- イ 2は、請求の趣旨に合致する文書を作成及び取得した事実が確認できず、文書不存在。
- ウ 3は、保存期間満了により廃棄しており、文書不存在。
- (3) 審査請求人は、同年2月20日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年5月23日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件審査請求の趣旨
- 本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 湘南貨物跡地 3.6 ha 国鉄清算事業団の所有を取得し、種地として旅客駅の設置及び村岡地区まちづくり事業をすることが取得の目的と推定する。

イ 議会を通さずにすむ、藤沢市土地開発公社に先行取得させたと推定する。

ウ 公開しないことは、藤沢市情報公開条例を公正に遵守していない、同条例に反する行為である。

エ 1997年6月20日付け公共用地等の先行取得依頼書については、藤沢市土地開発公社より、情報提供を受けました。本件審査請求の弁明書では、藤沢市土地開発公社に先行取得及び買戻し等の基準が不明確であり、請求人には理解ができないため、藤沢市土地開発公社に先行取得及び買戻し等に関する規則、取り決め等の文書について、公開を求めます。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が作成した弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

請求の対象となる文書については、村岡新駅周辺地区の計画、整備を所管している都市整備課に加え、藤沢市土地開発公社との連絡調整の事務を所管している建設総務課において、行政文書を作成した記録及び現存する該当文書の有無を調査しました。

1 について関連する資料は土地契約書以外特定することができず、第10条において指定用途を規定しているため回答しました。

2 については該当文書の取得や作成の記録を確認できませんでした。

3 については当該文書を作成したのが平成9年であり、すでに保存期間満了により廃棄している可能性が高いことから、文書の存在を確認することができませんでした。

(2) 審査請求の理由に対する弁明

当該用地の利用目的については、土地売買契約書第10条に規定のとおりです。

また、その他の当該公開請求に関する資料についても、文書を限定せず、考えうる限りの調査を行いました。請求の趣旨に合致する文書を作成及び取得した事実が確認できないことや、保存期間満了により廃棄している可能性が否定できず、文書が存在しないことから、藤沢市情報公開条例を公正に

運用していると認識しております。

また、藤沢市土地開発公社が当該用地を先行取得するにあたり、平成9年度6月議会にて債務負担行為について上程し、議決を得ていることから、審査請求人が主張する「議会を通さずにすむ、藤沢市土地開発公社に先行取得させたと推定する。」という事実はありません。

よって、審査請求人の「審査請求人に係る処分を取り消す、との裁決を求める」という主張は正当ではないと認識しております。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、

「湘南貨物跡地（日本国有鉄道清算事業団用地）を藤沢市土地開発公社が約43億円で取得した。

[上記に関し、下記について、公開請求する。]

1、藤沢市土地開発公社に取得させた、藤沢市は当該用地をなにに利用する目的で取得したのかが明確に分かる文書

2、藤沢市が買戻しをしない理由が詳細に分かる文書

3、藤沢市が藤沢市土地開発公社に取得を依頼要請した文書」

に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実（2）に記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 本件対象文書について

本件請求の対象文書として特定されたのは、「土地売買契約書」である。

(5) 文書の不存在について

ア 審査請求人が求めた文書のうち、「2、藤沢市が買戻しをしない理由が詳細にわかる文書」について、実施機関に確認したところ、買戻しはするので買戻しをしない文書は存在しないとのことであった。

イ また、「3、藤沢市が藤沢市土地開発公社に取得を依頼要請した文書」について、当該文書が含まれていると認められるフォルダは、保存期間満了により廃棄しており、文書の存在を確認することができないとのことであった。

(6) 対象文書の特定および不存在の妥当性について

ア 審査請求人は、自身が求めた文書が公開されていないため、本件処分は不当であること、また公開された文書は、有意性に関し検証ができる文書ではない旨を主張している。本件審査請求が、黒塗りされた部分に対して不服を申し立てるものなのか、または対象文書以外にも特定されるべき文書が存在する旨を訴えるものなのか、あるいはその両方なのか判然としない。なおこの点に関して実施機関の口頭説明は次のとおりである。

(ア) 審査請求人は黒塗りの箇所ではなく、藤沢市土地開発公社が当該用地を先行取得したことに関係する文書に対して不服を申し立てている。

(イ) 審査請求人は、「議会を通さずにすむ、藤沢市土地開発公社に先行取得させた」と推定する。」と主張しているが、平成9年度6月議会にて債務負担行為について上程し、その会議録もホームページにて公開しており、審査請求人は確認している。

(ウ) 実施機関は、村岡新駅周辺の事業計画について審査請求人に可能な限りの文書を提供している。

イ 本件審査請求が、黒塗りされた部分に対して不服を申し立てるものであるとすると、法人の印影は、法人に関する情報であって、公開した場合、偽造による被害など法人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当するため非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 対象文書の特定について

本件審査請求が、対象文書以外にも特定されるべき文書が存在する旨を訴えるものであるとの前提で判断する。

(ア) 藤沢市が当該用地をなにに利用する目的で取得したのかが明確にわかる文書については、土地売買契約書第10条別紙の記載から、公有地等の用に供するために利用する目的で取得したことは明確にわかるものの、上記別紙に列挙された施設のうちなにに利用する目的で取得したのかが明確にわかる文書は発見されなかった。

(イ) 藤沢市が買戻しをしない理由が詳細に分かる文書については、買戻しはするので買戻しをしない文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 藤沢市が藤沢市土地開発公社に取得を依頼要請した文書については、当審査会が藤沢市土地開発公社に照会をかけ、同社から提供された文書を当審査会において確認したところ、同文書は、実施機関が作成し、保存していた文書と同一の文書と考えられる。しかし、当該文書の作成日

が平成9年6月20日であり、実施機関がすでに保存期間満了により廃棄している可能性は否定できず、文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とまでは認められない。

ただし、買戻しに至っていない案件である本件取得について、上掲各文書またはそれに相当する文書が保存されていないことには、文書管理上課題があると考えられる。

エ 以上のことからすると、実施機関が本件処分において、行政文書公開一部承諾決定を行ったことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2023. 1. 6	行政文書公開請求受付
2. 15	行政文書公開一部承諾決定処分
2. 20	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
3. 24	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
4. 3	審査請求人から審査庁へ反論書の提出
5. 23	審査庁から審査会へ諮問書の提出
6. 2	審査請求人から審査会へ意見書の提出及び口頭意見陳述に係る意向確認書の提出
7. 13	実施機関に対する聞き取り調査 審議
8. 28	審議
9. 25	審議
10. 23	審議
11. 27	審議
12. 25	審議
2024. 1. 22	審議
2. 6	答申

第20期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2024年2月1日～2026年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中畷 慶子	弁護士
飛弾野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者